

「第 3 次青森県障害者計画」 関連事業の実施状況
(平成 2 8 年度の実施状況)

平成 3 0 年 3 月
青森県障害福祉課

第3次青森県障害者計画の体系

基本理念

「だれもが、どこでも、自立し、安心して暮らせる共生社会をめざして」

キーワード

共生 ・ 自立 ・ 安心

1 障害・障害者への理解促進と共生	(1) 障害・障害者への理解促進・・・・・・・・・・ 1 (2) 広報・啓発活動・・・・・・・・・・ 1
2 生活支援の充実	(1) 利用者本位の生活支援体制の整備・・・・・・・・ 2 (2) 障害者の権利擁護の推進・・・・・・・・・・ 3 (3) 障害福祉サービスの充実・・・・・・・・・・ 4 (4) 地域生活支援サービスの充実・・・・・・・・ 4 (5) 人材の確保と質の向上・・・・・・・・・・ 12 (6) NPO、ボランティア等広範な市民活動の推進・13
3 生活環境の充実	(1) 福祉のまちづくりの推進・・・・・・・・・・ 13 (2) ユニバーサルデザインの普及・・・・・・・・ 14 (3) 移動・交通対策の推進・・・・・・・・・・ 14 (4) 防災・防犯・交通安全対策の推進・・・・ 16
4 保健・医療の充実	(1) 保健・医療の充実・・・・・・・・・・ 18
5 教育の充実	(1) 特別支援教育の充実・・・・・・・・・・ 24 (2) 特別支援教育や障害児（者）に対する理解・啓発の推進・・ 27 (3) 特別支援教育担当教員等の資質の向上・・・・ 28
6 雇用・就業の促進	(1) 雇用の促進と職場定着・・・・・・・・・・ 28 (2) 障害者の職業能力開発の推進・・・・・・・・ 29 (3) 一般就労への移行を促進するための支援等の充実・強化・・ 31
7 情報バリアフリー化の推進	(1) 情報バリアフリー化の推進・・・・・・・・ 32 (2) 視覚、聴覚障害者の日常生活意思疎通支援・・・・ 33
8 スポーツ・文化・芸術活動への参加	(1) スポーツ・文化・芸術活動への参加促進・・・・ 34

1. 障害・障害者への理解促進と共生

(1) 障害・障害者への理解促進

障害・障害者への理解促進と意識改革を通じて、共生社会の実現をめざす取組を行い、行政・企業の職員研修やボランティア活動を通じて、障害・障害者への理解促進を図っていきます。

①共生社会づくり運動の推進

◆1(1)①-1 共生社会づくり運動の推進

(健康福祉部 障害福祉課)

- ・世界自閉症啓発デー「ブルーライトアップ in あおもり」の開催
- ・あおもり共生社会づくり推進会議で作成した「障害を知るためのガイドブック」による障害及び障害者の理解等の推進
- ・ヘルプマーク・ヘルプカードの普及・啓発

②行政、企業における職員研修

◆1(1)②-1 職員研修での理解促進

(健康福祉部 障害福祉課)

- ・県及び市町村職員等を対象とした初任者研修において、障害者差別解消法の趣旨等を説明
- ・県民の集会等に直接出向いて説明する出前トーク等において、障害者差別解消法の趣旨等を説明

(2) 広報・啓発活動

だれもが、どこでも、自立し、安心して、共に暮らせる「共生社会」の実現を目指して、県民の障害・障害者に対する理解が図られるよう、広報・啓発活動を推進します。

①障害者週間(12/3～9)

◆1(2)①-1 「心の輪を広げる体験作文」「障害者週間のポスター」募集

(健康福祉部 障害福祉課)

障害者への理解を促進するため、「障害者週間」(12/3～9)に合わせて作文・ポスターを募集(内閣府との共催)。

- ・作文の優秀作品を知事表彰
- ・「障害者週間」啓発用ポスターを関係機関、関係団体等に配布

②広報活動の展開

◆1(2)②-1 マスコミ等による広報活動により理解と参加促進

(健康福祉部 障害福祉課)

広報誌やラジオなど県の広報計画を活用し、県民の福祉活動への理解と参加を促進する。

- ・補助犬や車いす使用者用駐車場、ヘルプマーク・ヘルプカード、障害者差別解消法に対する県民の理解推進

③障害者本人の意見の反映

◆1(2)③-1 各種審議会等委員への障害者の委嘱

(健康福祉部 障害福祉課)

障害者本人の意見を施策へ反映させるため、障害者に直接かかわる各種審議会等委員への障害者当事者、その家族の委嘱を行う。

2. 生活支援の充実

(1) 利用者本位の生活支援体制の整備

障害者が住み慣れた地域の中で生活し、社会参加するためには、保健・医療・福祉等各種サービスに関する相談・助言体制の確立や情報提供の推進を図る必要があります。

併せて、第三者評価機関による客観的なサービス評価を行う等、障害者が各種サービスを安心して利用できる環境を整える必要があります。

①相談・支援体制の整備・充実

◆2(1)①-1 あおもり地域保健・医療・福祉総合推進事業 (健康福祉部 健康福祉政策課)

県民が生涯にわたり地域において安心して生活ができるよう、市町村における保健・医療・福祉包括ケアシステム構築を支援。

- ・青森県保健・医療・福祉包括ケアシステム推進協議会
- ・地域保健・医療・福祉包括ケアシステム推進会議
- ・高齢者等地域リハビリテーション支援体制整備推進事業

	H24	H25	H26	H27	H28
市町村包括ケア会議 検討ケース数	件 4,014	件 2,589	件 4,081	件 4,388	件 4,585

◆2(1)①-2 地域生活定着支援事業 (健康福祉部 健康福祉政策課)

高齢又は障害を有するため、福祉的な支援を必要とする矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘留所及び少年院）退所予定者について、退所後直ちに福祉サービス等につなげるための準備を保護観察所と協働して進める青森県地域生活定着支援センターを設置し、矯正施設退所者の社会復帰を支援する。（H23～）

- ・コーディネート業務：福祉サービス等に係るニーズの内容の確認等を行い、受入先施設等のあっせん又は福祉サービス等に係る申請支援等を行う。
- ・フォローアップ業務：対象者を受け入れた社会福祉施設等に対して必要な助言を行う。
- ・相談支援業務：本人又はその関係者からの相談に応じて、助言その他必要な支援を行う。

◆2(1)①-3 生活困窮者自立相談支援事業 (健康福祉部 健康福祉政策課)

複合的な問題を抱えた生活困窮者をアウトリーチ等の手法により積極的に把握した上で、相談を受け付け、アセスメント、スクリーニングを経て関係機関へつなぐ、あるいは支援プランを作成し自立相談支援機関自らが対象者に寄り添いながら自立に至るまでの支援を実施する。

	H27	H28
新規相談受付件数	659件	593件
プラン作成件数	152件	251件
就労支援対象者数	71件	105件
就労者・増収者	47人	74人

②わかりやすい総合相談窓口の設置と利用手続きの簡素化

福祉サービス等に関する総合相談窓口に向けた支援や各種サービスの利用手続きの簡素化により、サービス利用者等の利便性の向上を推進します。

◆2(1)②-1 相談支援事業 (健康福祉部 障害福祉課)

障害者等への必要な情報の提供、助言、その他障害福祉サービスの利用支援、権利擁護のために必要な

援助の実施。H18以降、全市町村で実施

- ・福祉サービスの利用援助
- ・社会資源を活用するための支援
- ・社会生活力を高めるための支援
- ・ピアカウンセリング
- ・権利擁護のために必要な援助
- ・専門機関の紹介

◆2(1)②-2 行政手続オンライン化推進整備事業 (企画政策部 情報システム課)

行政手続の申請を受付窓口に出向くことなく、自宅や職場のインターネットを利用して電子的に行政手続を申請できる「青森県電子申請・届出システム」を運用する。

(2) 障害者の権利擁護の推進

障害者が社会参加したり、各種福祉サービスを利用するときには、意思決定等において障害者本人の権利が尊重されなければなりません。

また、日常生活においても、障害者の権利擁護を推進し、安心して社会参加できる環境づくりを進め、福祉サービス等に関する苦情相談体制を整える必要があります。

一方、判断能力が不十分な人に対する成年後見制度など、障害者の権利擁護システムについて利用の促進を図ります。

①障害者の権利擁護体制の整備

障害者の人権侵害等に対する問題解決を図るため、人権擁護の啓発を行うほか、相談支援体制の整備に努めます。

◆2(2)①-1 「障害者110番」運営事業 (健康福祉部 障害福祉課)

常設窓口を設置し(相談員2人配置)、障害者の権利擁護に係る相談等に対応する。

	H24	H25	H26	H27	H28
相談件数	523件	354件	370件	388件	469件

◆2(2)①-2 日常生活自立支援事業 (健康福祉部 健康福祉政策課)

ひとり暮らしの認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分な人の権利を擁護し、地域で自立した生活が送れるような支援体制の整備。

- ・日常生活自立支援センター設置事業 (青森県社会福祉協議会に設置)
- ・日常生活自立支援サービス実施事業 (県社協が県内9基幹的社協に委託して実施)

	H24	H25	H26	H27	H28
実績(実利用者数)	524人	493人	499人	515人	564人

◆2(2)①-3 障害者差別解消推進事業 (健康福祉部 障害福祉課)

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)に基づき、障害者及びその家族等からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に対応するための体制を整備するとともに、関係者等による障害者差別解消支援地域協議会を設置し、障害を理由とする差別を解消するための協議等を行う。

- ・障害者差別解消相談事業の実施(青森県身体障害者福祉協会委託)

	H28
相談等件数	13件

②苦情相談解決体制の充実

福祉サービス等に関する苦情相談解決体制を整備し、公正・中立的な立場から問題の解決を図ります。

◆2(2)②-1 福祉サービス苦情解決事業 (健康福祉部 健康福祉政策課)

福祉サービスに対する利用者等からの苦情を適切に解決するための支援体制の整備に要する経費を補助。

- ・運営適正化委員会の設置運営（青森県社会福祉協議会にて実施）

	H24	H25	H26	H27	H28
苦情受付件数	58件	52件	60件	58件	42件

③虐待防止体制の整備

◆2(2)③-1 障害者権利擁護事業

（健康福祉部 障害福祉課）

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）に基づき、県は障害者権利擁護センター、市町村は市町村障害者虐待防止センターの機能を果たすこととなっている（県の障害者権利擁護センターは本庁（障害福祉課）と青森県社会福祉協議会（委託））。このため、県では障害者虐待に関する相談等に応ずるとともに、市町村や障害者福祉施設の従事者や管理者等を対象とした研修会を実施する。また、県障害者権利擁護センター及び市町村を対象に、専門職（社会福祉士、弁護士）による相談を実施し、対応力の向上や対応体制の整備の推進等を図る。

- ・青森県障害者権利擁護センター設置運営事業の実施（青森県社会福祉協議会委託）

	H24	H25	H26	H27	H28
相談等件数	6件	15件	28件	18件	10件

- ・障害者虐待防止・権利擁護研修事業の実施（青森県社会福祉協議会委託）

	H24	H25	H26	H27	H28
研修参加者数	536人	320人	343人	348人	434人

- ・障害者権利擁護相談支援事業（青森県社会福祉士会委託）

◆2(2)③-2 高齢者権利擁護相談支援事業（H24～）

（健康福祉部 高齢福祉保険課）

市町村を対象に、社会福祉士と弁護士による専門職チームによる高齢者の虐待対応等権利擁護に関する相談を実施することにより、市町村における高齢者虐待への対応力の向上及び対応体制の整備の推進を図る。

- ・高齢者虐待に係る対応困難事例に関する相談
- ・市町村の高齢者虐待対応に係る体制づくりに関する相談
- ・その他高齢者虐待等権利擁護に関する相談

（3）障害福祉サービスの充実

障害者総合支援法の施行により、身体障害、知的障害、精神障害の他に難病患者等も障害福祉サービスの対象となりました。

この法律の趣旨に基づき、障害者の性別、年齢、障害の状態に配慮し、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスの量を計画的に提供することとしています。

◆2(3)-1 市町村障害福祉計画及び青森県障害福祉サービス実施計画の策定

（健康福祉部 障害福祉課）

第4期（平成27～29年度）の青森県障害福祉サービス実施計画及び市町村障害福祉計画により、障害福祉サービスを計画的に提供。

（4）地域生活支援サービスの充実

障害者が住み慣れた地域で安心して生活し、性別、年齢、障害の状態に配慮し、社会参加できるよう、在宅での生活を支えるサービス提供体制の整備をさらに推進する必要があります。

また、経済的にも安定した生活を営めるような支援を行う必要があります。

①地域での生活を支援する在宅サービスの充実

障害者の社会参加を促進するため、地域生活支援事業の充実を図るとともに、意志疎通手段の確保、補装具・日常生活用具等給付事業の推進、障害者の社会活動等の推進を図ります。

◆2(4)①-1 社会参加支援事業(県) (健康福祉部 障害福祉課)

県が実施している地域生活支援事業の中の一事業として実施。

- ・県障害者社会参加推進センター運営事業
- ・身体障害者補助犬育成事業
- ・芸術・文化講座開催等事業
- ・スポーツ・レクリエーション教室の開催
- ・奉仕員養成事業(手話・要約筆記・点訳・朗読)
- ・サービス提供者情報提供等事業 他

◆2(4)①-2 社会参加支援事業(市町村) (健康福祉部 障害福祉課)

市町村が実施している地域生活支援事業の中の一事業として実施。

H28年度→5市町村で実施

- ・レクリエーション教室開催事業 5市で実施
- ・点字・声の広報等発行事業 5市で実施
- ・奉仕員養成研修 1市で実施

◆2(4)①-3 補装具の給付等 (健康福祉部 障害福祉課)

身体障害者(児)の身体の欠損又は機能の損傷を補い、日常生活又は職業活動を容易にする義肢・車椅子・補聴器・盲人安全つえ・装具の給付(交付・修理)を行う。(全市町村で実施)

給付状況	H24	H25	H26	H27	H28
障害者	3,693件	3,928件	3,636件	3,605件	3,711件
障害児	744件	742件	679件	733件	835件

◆2(4)①-4 日常生活用具の給付 (健康福祉部 障害福祉課)

重度身体障害者(児)及び知的障害児の日常生活がより円滑に行われるよう、浴槽等の日常生活用具(住宅改修費を含む)を給付(貸与)し、日常生活の便宜を図っている。(市町村事業)

給付状況	H24	H25	H26	H27	H28
障害者	30,203件	26,164件	28,000件	29,601件	28,750件
障害児	3,306件	2,753件	2,804件	2,771件	2,540件

◆2(4)①-5 介護保険制度 (健康福祉部 高齢福祉保険課)

介護を要する状態となっても、可能な限り自立した日常生活ができるように必要な介護サービスを総合的に提供。市町村は保険者として介護保険制度を運営。

◆2(4)①-6 放課後児童健全育成事業 (健康福祉部 こどもみらい課)

児童館や児童センター、保育所、学校の余裕教室、団地集会所など身近な社会資源を利用して、放課後児童の育成・指導、遊びによりその健全育成を図る。

		H24	H25	H26	H27	H28
国庫	実施市町村	9市町村	11市町村	7市町村	7市町村	10市町村
	クラブ数	52クラブ	54クラブ	37クラブ	57クラブ	39クラブ

- ・登録児童に障害児が含まれているクラブ(中核市を除く。)

◆2(4)①-7 重症心身障害児(者)在宅支援事業費補助 (健康福祉部 障害福祉課)

重症心身障害児(者)の日常生活及び療育方法について知識・技能の普及を図るとともに、在宅の重症

心身障害児（者）とその保護者に対する日常生活及び療育方法についての知識・技術の普及を図るため、全国重症心身障害児（者）を守る会青森県支部が行う事業に対する補助を行う。

◆2(4)①—8 障害児者歯科保健支援体制強化事業 (健康福祉部 がん・生活習慣病対策課)

通所施設の障害児者に対する歯科健康診査及び歯科医師の専門研修等を実施したほか、障害児者歯科保健体制整備を図る。

- ・障害児者歯科病院・診療所ネットワーク運用状況検証会議

障害児者歯科病院・診療所ネットワークの運用状況について検証を行うとともに、障害児者歯科保健医療体制のあり方等を協議し、障害児者歯科保健医療の推進を図る。

	H24	H25	H26	H27	H28
開催回数	1回	1回	1回	1回	1回

- ・福祉施設等ニーズ調査

県内の障害児者・要介護者・高齢者施設等に対して、歯科診療のニーズ状況を把握するためにアンケート調査を行った。結果は平成29年度以降の障害児者歯科保健支援体制強化事業に活用する。

- ・在宅歯科医療連携室整備事業

要介護高齢者や障害児者の歯科医療や口腔ケアの推進を目的として、平成22年度在宅歯科診療の体制整備のための機材を購入した。

平成23年度 在宅歯科医療を希望する者に対する相談・連絡調整の実施

歯科医師へのポータブルユニット（4台）貸与（青森県歯科医師会委託）

平成25年度 ポータブルユニット追加購入（青森県歯科医師会）で計10台（9か所配備）

平成26年度 在宅歯科医療サービス充実のための歯科支援車（青森県歯科医師会）1台

	H24	H25	H26	H27	H28
延連絡調整回数	1回	8回	30回	30回	21回
延貸与回数	75回	89回	141回	216回	270回

- ・口腔ケア及び口腔機能向上推進事業

要介護高齢者や障害児者の健康を維持していくため、歯科衛生士が養護学校、障害者施設、介護保険施設の入所者への口腔ケアを行い、口腔機能の向上を図る。（青森県歯科衛生士会委託）

	H24	H25	H26	H27	H28
延実施回数	30回	3回	28回	31回	33回
延実施者数	286人	273人	410人	395人	497人

◆2(4)①—9 精神科救急医療システム (健康福祉部 障害福祉課)

夜間・休日など緊急時における適切な医療の確保するため、病院群輪番制により精神科救急医療施設を確保し、精神科救急医療体制を整備する。

- ・実施体制：22病院（6保健医療圏域毎に実施）
- ・運営時間：夜間17時～翌9時、休日9時～17時
- ・空床確保：当番病院1床確保

対応件数

	H24	H25	H26	H27	H28
総数	1,404件	1,393件	1,578件	1,675件	1,627件
電話相談	398件	378件	502件	581件	667件
外来受診	671件	643件	765件	794件	677件
入院	335件	372件	311件	300件	283件

◆2(4)①-10 ホームヘルパー制度(介護員養成研修事業) (健康福祉部 高齢福祉保険課)

訪問介護員の確保のため、県知事が指定した介護員養成研修事業者が実施。

指定訪問介護員養成研修事業者数(28年度末):36ヶ所

研修修了者数	H24	H25	H26	H27	H28
基礎研修課程	528人	168人	—	—	—
1級課程	10人	—	—	—	—
2級課程	2,055人	689人	—	—	—
初任者研修課程	—	1,024人	1,306人	1,059人	867人

※研修体系の変更により基礎研修課程等はH25で終了

◆2(4)①-11 社会福祉従事者の研修 (健康福祉部 健康福祉政策課)

県立保健大学で、行政職員、社会福祉事業等従事者等を対象とした福祉分野の研修を実施。

(障害者関係の研修は5種目)

◆2(4)①-12 福祉人材センター運営事業 (健康福祉部 高齢福祉保険課)

社会福祉事業従事者及び社会福祉事業に従事しようとする者の専門的知識・技術及び意欲を高め、もって県民のニーズに対応した適切な福祉サービスを提供していくための「青森県福祉人材センター」の運営。(青森県社会福祉協議会に委託)

	H24	H25	H26	H27	H28
有効求人申込	1,952件	2,449件	6,455件	6,636件	8,187件
有効求職申込	5,317件	3,749件	4,158件	2,304件	2,719件
紹介人数	555人	159人	164人	162人	231人
就職人数	198人	118人	113人	105人	161人

◆2(4)①-13 小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業 (健康福祉部 こどもみらい課)

小児慢性特定疾患児に対し、特殊寝台、特殊便器、歩行支援用具等の日常生活用具の給付を行い、日常生活の便宜を図る。

	H24	H25	H26	H27	H28
実施市町村数	3市町村	3市	3市町	4市	5市町

◆2(4)①-14 発達障害者支援体制促進事業 (健康福祉部 障害福祉課)

発達障害者本人及びその家族は、社会生活上、様々な困難を抱えており、その障害特性から、何らかの他者によるサポートが必要であるため、次により適切な支援を行う。

- ・発達障害児者スキルアップ研修
- ・包括的個別支援計画作成コーディネーター養成研修
- ・発達障害児者実態調査事業
- ・家族サポート応援事業

②相談、情報提供体制の整備

地域県民局地域健康福祉部(保健総室、福祉総室、こども相談総室、福祉こども総室)、障害者相談センター、視覚障害者情報センター、聴覚障害者情報センター、市町村障害者生活支援センター等相談・情報提供機関の体制整備・充実及び保健師や各種相談員等による相談・情報提供体制の一層の充実に取り組みます。

◆2(4)②-1 障害児等療育支援事業 (健康福祉部 障害福祉課)

在宅の重症心身障害児(者)、知的障害児(者)、身体障害児(者)の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談等が受けられる療育機能の充実を図る。

	H24	H25	H26	H27	H28
実施箇所数	4施設	5施設	5施設	5施設	5施設
利用件数	2,840人	2,898人	2,411人	2,504人	1,541人

◆2(4)②-2 身体障害者相談員の配置 (健康福祉部 障害福祉課)

身体障害者の更生援護のための相談員の配置。

	H24	H25	H26	H27	H28
配置人員	158人	151人	138人	133人	157人

◆2(4)②-3 知的障害者相談員の配置 (健康福祉部 障害福祉課)

知的障害者の更生援護のための相談員の配置。

	H24	H25	H26	H27	H28
配置人員	45人	44人	43人	44人	50人

◆2(4)②-4 青森県視覚障害者情報センター (健康福祉部 障害福祉課)

視覚障害者の自立と社会参加の促進を図るための「青森県視覚障害者情報センター」の管理運営。

・相談・各種情報提供

	H24	H25	H26	H27	H28
点字・録音図書等レファレンス	621件	676件	706件	457件	457件
視覚障害者用機器・生活用具	97件	193件	193件	50件	48件
その他(生活・福祉制度等)	163件	85件	65件	93件	46件

◆2(4)②-5 青森県聴覚障害者情報センター (健康福祉部 障害福祉課)

聴覚障害者の自立と社会参加の促進を図るための「青森県聴覚障害者情報センター」の管理運営。

・相談事業

	H24	H25	H26	H27	H28
相談件数	87件	79件	41件	40件	54件

・サービス提供者情報提供等事業

	H24	H25	H26	H27	H28
提供件数	40件	43件	24件	13件	45件

◆2(4)②-6 点字による即時情報ネットワーク事業 (健康福祉部 障害福祉課)

視覚障害者に対して、新聞等による最新の情報を点訳化し、通信ネットワークを用いて提供。

	H25	H26	H27	H28
利用者数	52人	53人	52人	50人

◆2(4)②-7 地域リハビリテーション推進事業 (健康福祉部 障害福祉課)

障害者相談センターにおいて地域リハビリテーション推進事業を実施。

◆2(4)②-8 障害者就業・生活支援センター(生活支援等)事業 (健康福祉部 障害福祉課)

県が指定した障害者就業・生活支援センターにおいて、就職や職場への定着が困難な障害者及び就業経験のない障害者に対し、生活支援ワーカーが相談に応じるなど、就業及びこれに伴う日常生活・社会生活上の支援を行う。

	H24	H25	H26	H27	H28
実施箇所数	5法人	5法人	6法人	6法人	6法人
登録者数(実人員)	1,073人	1,044人	1,309人	1,583人	1,785人
相談受付・支援回数(延)	10,629回	10,382回	10,743回	7,605回	7,249回

◆2(4)②-9 発達障害支援センター運営事業 (健康福祉部 障害福祉課)

青森県発達障害者支援センター「ステップ」を拠点として、発達障害児(者)及びその家族に対し、関

係施設及び関係機関と連携し、相談支援、発達支援、就労支援の各支援を行う。また、関係施設及び関係機関に対する普及啓発及び研修を行う。

	H24	H25	H26	H27	H28
実施箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	3箇所
利用者数	537人	530人	766人	709人	1,501人

◆2(4)②-10 ひきこもり地域支援センターの設置 (健康福祉部 障害福祉課)

青森県ひきこもり地域支援センターを精神保健福祉センター内に設置するとともに、県民福祉プラザにサテライトとして「分室」を設置し、ひきこもり支援コーディネーターが電話や来所による相談支援とともに、家庭訪問による支援を行う。

③医療費の助成等

障害者のいる家庭の医療費負担の軽減や経済的支援を図るため、各種医療費助成を適切に実施します。

◆2(4)③-1 重度心身障害者医療費助成制度 (健康福祉部 障害福祉課)

市町村が行う重度心身障害者医療費助成事業に対し、県が1/2を補助。

- ・医療費自己負担(1割)の導入(市町村民税非課税世帯などの低所得者を除く)
自己負担上限額 外来 12,000円、入院 44,400円
- ・国民健康保険法の上位所得者は所得制限の対象とする。
- ・65歳以上の市町村民税課税世帯は所得制限の対象とする。

	H24	H25	H26	H27	H28
受給者証交付数	21,286件	21,256件	20,516件	20,032件	19,413件

◆2(4)③-2 更生医療給付事業 (健康福祉部 障害福祉課)

日常生活能力の回復や職業能力の向上を図るため、身体上の障害を除去又は軽減する目的で医療の給付を実施。

	H24	H25	H26	H27	H28
給付件数	31,644件	39,209件	44,681件	46,938件	47,301件

◆2(4)③-3 精神通院医療給付事業 (健康福祉部 障害福祉課)

精神障害者に必要な医療によりその障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活の促進を図るため、入院することなく行われる医療費(精神通院医療)の給付を実施。

	H24	H25	H26	H27	H28
給付件数	259,766件	275,653件	286,699件	298,140件	315,577件

◆2(4)③-4 育成医療給付事業 (健康福祉部 こどもみらい課)

身体障害者福祉法第4条の規定による、別表に掲げる程度の身体上の障害を有する児童又は現存する疾患がこれを放置するときは、将来において同別表に掲げる障害と同程度に掲げる障害を残すと認められる児童であって確実なる治療効果が期待しうるものに対して医療費の支給を行う。平成25年度から市町村に権限移譲され、県は1/4を負担。※中核市を除く。

	H24	H25	H26	H27	H28
入院	306件	295件	267件	245件	191件
通院	252件	478件	346件	446件	356件
給付金額	30,563千円	33,880千円	30,824千円	27,717千円	24,293千円

◆2(4)③-5 小児慢性特定疾病医療費助成制度 (健康福祉部 こどもみらい課)

患者家庭の医療費の負担軽減を図るため、医療費の助成を行う。これまでの小児慢性特定疾患治療研究事業に代わり、平成27年1月から新たな医療費助成制度が開始された。併せて、対象疾病の拡充(514

→704 疾病)、応分の自己負担割合の見直しなどの制度改正が行われた。※中核市を除く。

	H24	H25	H26	H27	H28
人数	1,068人	1,065人	1,008人	998人	1,010人
給付金額	185,719千円	201,441千円	187,021千円	195,231千円	195,229千円

◆2(4)③-6 未熟児養育医療給付事業 (健康福祉部 こどもみらい課)

母子保健法第20条第1項に基づき養育のため入院することが必要な未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付を行う。※中核市を除く。

	H24	H25	H26	H27	H28
人数	183人	210人	198人	173人	177人
給付金額	43,050千円	40,398千円	43,405千円	39,522千円	41,563千円

◆2(4)③-7 難病特定医療費、特定疾患治療研究事業、先天性血液凝固因子障害治療研究事業 (健康福祉部 保健衛生課)

特定疾患及び先天性血液凝固因子障害の疾患患者に対する治療研究等に要する経費の給付を行う。

平成27年1月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、難病患者に対する医療費助成の制度改正(対象疾病の拡充等)が行われたことに伴い、特定疾病医療受給者のうち指定難病に指定された疾患の受給者(9,290人)は、平成27年1月以降難病特定医療費の受給者に移行。

給付実績		H24	H25	H26	H27	H28
難病特定医療費	人	-	-	9,348	10,082	10,586
	千円	-	-	153,637	1,267,522	1,381,810
特定疾患	人	8,050	8,814	14	8	7
	千円	1,194,742	1,244,823	1,182,980	12,756	1,118
先天性血液凝固因子障害	人	65	69	71	74	71
	千円	15,415	5,950	5,897	5,228	5,764

※上段：年度末における受給者数 下段：年間の支給額

④福祉用具の開発、供給体制の整備

本県における医療・健康福祉関連産業の創出・育成を図るとともに、「県民福祉プラザ」等において福祉用具普及のための展示や情報提供体制を推進します。

◆2(4)④-1 青森ライフィノベーションステップアップ推進事業 (商工労働部 新産業創造課)

「青森ライフィノベーション戦略」に基づき、本県の優位性を生かしたライフ(医療・健康・福祉)関連産業クラスターの創出と集積を図る。

- ・医工連携等ライフィノベーション加速化支援(委託)

	H24	H25	H26	H27	H28
支援件数	10件	12件	15件	11件	12件

- ・ライフィノベーション商品開発型支援(補助)

	H24	H25	H26	H27	H28
支援件数	16件	20件	12件	7件	6件

- ・ライフィノベーションサポートデスク(専門家相談支援)

	H24	H25	H26	H27	H28
支援件数	10件	32件	23件	18件	8件

- ・医療機器開発展示会出展支援

	H24	H25	H26	H27	H28
出展団体等数	20 団体等	62 企業	39 企業	27 企業	26 企業

⑤各種手当の支給等による経済的支援

障害者のいる家庭の経済的支援を行うため、各種手当等の支給充実、制度の周知徹底に努めます。

◆2(4)⑤-1 特別児童扶養手当の給付

(健康福祉部 子どもみらい課)

精神又は身体に障害を有する児童に対し手当を支給。

(手当額 1級 51,500 円、2級 34,300 円) (H28. 4~)

	H24	H25	H26	H27	H28
受給者数	2,702 人	2,827 人	2,883 人	2,904 人	3,154 人

※いずれも 12 月末現在

◆2(4)⑤-2 特別障害者手当等の給付

(健康福祉部 障害福祉課)

- ・特別障害者手当：20 歳以上で、日常生活に常時特別の介護を要する在宅の重度障害者
- ・障害児福祉手当：20 歳未満の児童で、日常生活において常時介護を要する在宅の障害児
- ・福祉手当（経過措置分）：従来の福祉手当受給資格者のうち、特別障害者手当及び障害基礎年金のいずれも受給することのできない者

受給者数（延べ）	H24	H25	H26	H27	H28
特別障害者手当 (月額 26,830 円)	7,035 人	6,807 人	6,614 人	6,210 人	5,703 人
障害児福祉手当 (月額 14,600 円)	2,261 人	2,137 人	1,982 人	1,838 人	1,753 人
福祉手当（経過措置分） (月額 14,600 円)	204 人	192 人	167 人	136 人	113 人

◆2(4)⑤-3 心身障害者扶養共済制度

(健康福祉部 障害福祉課)

障害者を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあったときに、障害者に終身一定額の年金給付保険金（1 口あたり 2 万円）を支給。

制度の普及啓発のため、パンフレットを地域県民局地域健康福祉部、市町村及び各関係機関に配布。

4/1 現在	H24	H25	H26	H27	H28
加入者数	650 人	616 人	601 人	586 人	568 人
年金受給者数	566 人	583 人	585 人	598 人	601 人

◆2(4)⑤-4 自動車税及び自動車取得税の減免制度等税制の優遇措置の啓発・広報

(総務部 税務課)

身体障害者等に係る自動車税及び自動車取得税の減免制度等税制の優遇措置の啓発及び広報に努める。

- ・冊子・リーフレット 「自動車税・自動車取得税の減免のしおり」
「身体障害者等に係る自動車税の減免額の上限の改正」
「私たちの生活と税金」
- ・インターネット 「県税・市町村税インフォメーション」
- ・自動車税納税通知書

⑥障害者に対する住宅セーフティネットの構築

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の趣旨を踏ま

え、公営住宅などの供給や優先入居の措置等の促進を図ります。

また、民間賃貸住宅への円滑な入居の支援を進め、重層かつ柔軟な住宅セーフティネットの構築を図ります。

◆2(4)⑥-1 あんしん居住支援事業

(県土整備部 建築住宅課)

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進や、空き家等の適正管理及び有効活用、その他福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりを目的とする青森県居住支援協議会を設立(平成27年9月4日)した。不動産関係団体(4団体)、居住支援団体(1団体)、地方公共団体(10市および県)にて構成。

1) 青森県あんしん賃貸支援事業

住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅(あんしん賃貸住宅)、当該住宅の仲介業務を行う事業者(あんしん賃貸支援団体)を登録し、情報提供を行う仕組み作りを行った。

- ・ホームページ開設及びポスター・チラシ配布
- ・相談窓口設置
- ・「住宅確保要配慮者の入居を支援するためのガイド」作成

2) 住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業

住宅確保要配慮者の居住の安定確保に向け、設備や面積等について一定の質が確保された賃貸住宅の供給を図るため、空き家等のリフォームやコンバージョンに対する補助金交付について支援を行った。

(5) 人財の確保と質の向上

障害福祉サービス、相談支援の提供にあたって基本となるのは人財であることから、サービスに係る人財の養成を図ります。

◆2(5)-1 相談支援専門員研修

(健康福祉部 障害福祉課)

相談支援事業を円滑に実施するため、市町村の相談支援担当者及び指定相談支援事業所等で相談支援事業に従事する者を対象に研修を行う。

- ・相談支援初任者研修(5日間 H28 修了者:講義176人、演習26人、全日程75人)
- ・相談支援現任研修(3日間 H28 修了者:79人)
- ・専門コース別研修(2日間 H28 修了者:27人)

◆2(5)-2 サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修

(健康福祉部 障害福祉課)

障害者総合支援法及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスの質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的として、指定障害福祉サービス事業所において従事する者等を対象に研修を行う。

H28 3日間、計22時間 修了者267人

◆2(5)-3 行動援護研修

(健康福祉部 障害福祉課)

障害福祉サービスの一つである「行動援護」を実施しようとする事業所の職員を養成・確保するため、行動援護従業者養成研修を開催する。

H28 3日間、計24時間 修了者69人

◆2(5)-4 同行援護研修

(健康福祉部 障害福祉課)

障害福祉サービスの一つである「同行援護」を実施しようとする事業所の職員を養成・確保するため、同行援護従業者養成研修を開催する。

- ・一般課程 H28 3日間、計21.5時間 修了者51人
- ・応用課程 H28 2日間、計14時間 修了者30人

◆2(5)-5 介護職員等によるたんの吸引等のための研修事業

(健康福祉部 高齢福祉保険課・障害福祉課)

障害者施設、介護施設等において、たんの吸引等医療ケアが必要な者に対して、必要なケアをより安全に提供するために必要な研修を介護職員等を実施。

研修形態は、以下のとおり。

①不特定多数の者対象研修（高齢福祉保険課）

事業として不特定の利用者に対して介護職員が喀痰吸引等を実施する場合に受講する。

②特定の者対象研修（障害福祉課）

ALS等の重度障害者（児）に対する喀痰吸引等のように、個別的な関係性が重視される特定の利用者に対して特定の介護職員が喀痰吸引等を実施する場合に受講する。

※ 介護保険における施設や居住系サービスについては、特定の者対象の研修対象としない。

	H24	H25	H26	H27	H28
	研修受講者数	研修受講者数	研修受講者数	研修受講者数	研修受講者数
介護職員等医療的ケア研修事業（第二号研修）	117人	162人	211人	192人	309人
介護職員等医療的ケア研修事業（特定の者対象）	9人	2人	3人	10人	5人

(6) NPO、ボランティア等広範な市民活動の推進

学校における福祉活動体験等を推進するとともに、地域における社会貢献活動の推進やボランティアの育成を図るため、NPO、ボランティア団体、市民活動団体等が行う活動を推進します。

◆2(6)ー1 地域福祉等推進特別支援事業（広域福祉活動推進事業）（健康福祉部 健康福祉政策課）

全県的なボランティア活動を普及・促進するため、県社会福祉協議会に設置されている県ボランティアセンターの実施する事業に要する経費を補助。

- ・福祉教育推進事業（福祉教育実践研究会の実施等）
- ・養成・研修事業（ボランティア講座の開催等）
- ・広報・啓発事業等

	H24	H25	H26	H27	H28
ボランティア研修等受講者数	926	942	1,899	926	1,782

3. 生活環境の充実

(1) 福祉のまちづくりの推進

障害者が安全に安心して生活し、社会参加できるよう、「青森県福祉のまちづくり条例」及び「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）を基本に、建築物、公共交通機関、歩行及び交流空間等のバリアフリー化を推進します。

◆3(1)ー1 青森県福祉のまちづくり条例（健康福祉部 障害福祉課）

「青森県福祉のまちづくり条例」を基本に、すべての県民が安心して暮らし、積極的に社会参加できる障壁のない生活環境の整備促進及び心のバリアフリーの啓発を図る。

- ・条例第14条に基づく新築等届出件数

	H24	H25	H26	H27	H28
届出件数	225件	211件	209件	179件	152件

- ・青森県福祉のまちづくり条例に基づく適合証交付

	H24	H25	H26	H27	H28
交付数	3件	3件	0件	1件	1件

・バリアフリーマップ運用管理事業

県内全域のバリアフリーに配慮された公共施設の情報や、福祉のまちづくり条例、適合証交付施設等を県ホームページに掲載。

◆3(1)-2 警察署・交番・駐在所の整備

(県警察本部 会計課)

障害者や高齢者に配慮し、障壁のない生活環境（バリアフリー）の整備促進を図る。

- ・車椅子のための段差等の解消
- ・整備状況

	H24	H25	H26	H27	H28
実施箇所数	駐在所 1	警察署 1 交番 1 駐在所 1	駐在所 1	警察署 1 交番 1	駐在所 3

◆3(1)-3 都市公園事業

(県土整備部 都市計画課)

障害者等の健康づくりやふれあい・交流の場として公園の整備を促進し、さらにこれら公園内に障害者等の利用に配慮したトイレやスロープ等を設置する等充実を図る。

H25 実施箇所 市町村：弘前市、八戸市、三沢市、むつ市、平川市

H26 実施箇所 市町村：弘前市、八戸市、三沢市、外ヶ浜町

H27 実施箇所 市町村：青森市、五所川原市、三沢市

H28 実施箇所 市町村：青森市、弘前市、八戸市、三沢市、おいらせ町

◆3(1)-4 緑地等の港湾環境整備事業

(県土整備部 港湾空港課)

一般市民や港湾就労者が憩い、賑わう空間の創出、提供を目的として、緑地・広場・通路の整備をする。これらを整備するにあたってはバリアフリーを実施し、障害者等の快適な利用等に配慮する。

- H24～H28 実施箇所
- ・青森港本港地区（新中央ふ頭）（H24 完了）
 - ・青森港本港地区（浜町）
 - ・青森港本港地区（駅前干潟）
 - ・大湊港大平地区
 - ・八戸港河原木（沼館）地区

(2) ユニバーサルデザインの普及

「あおもりユニバーサルデザイン推進基本指針」により、福祉のまちづくりを含め、幅広い分野でユニバーサルデザインの考え方に基づく取組みを推進します。

◆3(2)-1 ユニバーサルデザイン推進事業

(環境生活部 県民生活文化課)

ユニバーサルデザイン（UD）を幅広い分野で実施していくため、ユニバーサルデザインの考え方の普及を進めるとともに、推進のための人材の育成を図る。

- ・ユニバーサルデザインに関する出前トーク事業

担当職員が、学校等の希望に応じて、UDの考え方等について説明する。

	H24	H25	H26	H27	H28
実施回数	4件	3件	4件	4件	4件

(3) 移動・交通対策の推進

障害者の社会参加を促進するため、歩道や交通機関等について利用しやすい環境の整備を推進します。

◆3(3)ー1 特定交通安全施設整備事業

(県土整備部 道路課)

交通安全の向上を図るため、通学路、市街地、事故多発危険箇所の歩道・自歩道の設置及びバリアフリー対応への段差解消、防護柵や道路区画線、道路標識等の整備を進める。

- 幅の広い歩道（幅員3m以上）の整備

	H24	H25	H26	H27	H28
延べ延長	533.8 km	540.7km	544.4km	545.2km	547.8km
整備延長	1.6 km	6.9km	3.7km	0.8km	2.6km

- 冬期の歩行空間の確保

	H24	H25	H26	H27	H28
新規歩行空間除雪延長	8 km	4 km	118km	8km	2km
歩行空間延べ除雪延長	390 km	394km	512km	520km	522km

- 歩道の段差解消

	H24	H25	H26	H27	H28
整備箇所	23箇所	37箇所	2箇所	3箇所	11箇所

- 視覚障害者用誘導ブロックの設置

	H24	H25	H26	H27	H28
整備箇所	26箇所	43箇所	9箇所	14箇所	40箇所

◆3(3)ー2 交通安全施設等整備事業

(県警察本部 交通規制課)

信号機に視覚障害者、高齢者用の付加装置を整備し、信号機設置交差点での音響による誘導、横断時間の延長を行う。

	H24	H25	H26	H27	H28
視覚障害者用付加装置の新設等	2基	1基	0基	2基	0基
歩行者感応化信号機の新設等	1基	0基	0基	0基	0基
高齢者等感応化信号機の新設等	1基	1基	0基	0基	0基

◆3(3)ー3 生活交通バス車両緊急整備事業費補助

(企画政策部 交通政策課)

路線バスのバリアフリー対策(低床車両の導入促進)や車両の小型化による運行効率化を図り、誰もが利用しやすい路線バスへの転換を図るため、車両購入に係る経費(車両減価償却費及び金融費用)をバス事業者に対し補助。

	H24	H25	H26	H27	H28
低床バス	8台	11台	15台	18台	22台
購入台数	うち新規4台	うち新規3台	うち新規4台	うち新規3台	うち新規4台

(弘南バス(株)他2社)

※平成22年度の国制度改正(車両減価償却費補助)を受けて、平成23年度から国と同額の補助に県独自の嵩上げ額を加えた生活交通バス車両緊急整備事業費補助を実施(バス車両は5年償却)。

◆3(3)ー4 「道の駅」:交通安全施設整備事業

(県土整備部 道路課)

道路利用者の利便性向上、及び観光地間の連携強化を図るため、ドライバーの休憩施設となる駐車場やトイレなど快適な道路環境の整備を図る。

すべての「道の駅」において障害者に配慮したトイレ、駐車スペースを設置。

	~H24	~H25	~H26	~H27	~H28
道の駅整備	27箇所	27箇所	27箇所	27箇所	27箇所
(うち県管理道路沿い)	(18)	(18)	(18)	(18)	(18)

◆3(3)ー5 「やすらぎの駐車帯」:緊急道路維持整備事業

(県土整備部 道路課)

道路利用者の利便性向上、及び観光地間の連携強化を図るため、ドライバーの休憩施設となる駐車場やトイレなど快適な道路環境の整備を図る。

原則として障害者に配慮したトイレ、駐車スペースを設置することとしている。

	～H24	～H25	～H26	～H27	～H28
やすらぎの駐車帯整備	50箇所	50箇所	50箇所	50箇所	50箇所

◆3(3)一6 運転適性相談 (県警察本部 運転免許課)

運転免許取得を希望する身体障害者等及び現に運転免許を所持する者が身体障害者となった場合の運転適性相談の実施。

	H24	H25	H26	H27	H28
相談件数	151件	130件	121件	138件	168件

◆3(3)一7 身体障害者補助犬貸与事業 (健康福祉部 障害福祉課)

重度の身体障害者の自立と社会参加の促進を図るための盲導犬・介助犬・聴導犬貸与。

	H24	H25	H26	H27	H28
貸与頭数	0頭	1頭	0頭	2頭	1頭

(4) 防災・防犯・交通安全対策の推進

障害者が住み慣れた地域で安全に生活できるよう、防災・防犯意識の普及啓発を図るとともに、地域における自主防災組織の育成、各種通信手段による防災・防犯ネットワークの充実に取り組みます。

また、交通事故や消費者被害に遭わないためのわかりやすい情報提供、啓発を推進します。

①災害時要配慮者の防災

障害者等災害時要配慮者の安全確保に関する啓発や防火・防災対策の周知徹底を図ります。

◆3(4)①一1 青森県春(秋)の火災予防運動 (危機管理局 消防保安課)

火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生を防止する。

	H24	H25	H26	H27	H28
春	4/9～15	4/8～14	4/14～20	4/13～19	4/11～17
秋	10/15～21	10/21～27	10/20～26	10/19～25	10/17～23

◆3(4)①一2 住宅防火の普及啓発 (危機管理局 消防保安課)

火災予防運動等に呼応し、各消防本部において訪問による住宅防火診断等を実施する。

	H24	H25	H26	H27	H28
実施消防本部数	14本部	春 14本部 秋 14本部	春 11本部 秋 11本部	春 11本部 秋 11本部	春 11本部 秋 11本部

※H25年度、黒石地区、平川市及び板柳町の消防事務組合(本部)が弘前地区消防事務組合に継承

◆3(4)①一3 DPAT(災害派遣精神医療チーム)の整備 (健康福祉部 障害福祉課)

災害発生時における精神保健医療機能の一時的低下や、災害ストレスに対応するため、被災地域に入り、精神科医療及び精神保健活動の支援を行うための専門的な精神医療チームを整備する。

②自主防災組織等の育成

自主防災組織、女性(婦人)防火クラブ及び防災ボランティアの育成を積極的に行い、地域ぐるみの防災活動の充実強化を図ります。

◆3(4)②一1 青森県防火の集い (危機管理局 消防保安課)

県民の防火意識の高揚及び民間防火組織の拡大強化を図り、災害時要援護者が安心して住める環境づくりを推進する。

	H24	H25	H26	H27	H28
開催地	弘前市	三沢市	むつ市	十和田市	開催中止
参集人員	500人	700人	1,500人	1,000人	※台風第10号

◆3(4)②-2 コミュニティ助成事業 (危機管理局 防災危機管理課)

コミュニティ助成事業(一般財団法人自治総合センターで実施)を活用し、自主防災組織等が活動で使用する資機材の整備を推進し、地域における防災活動の充実強化を図る。

	H24	H25	H26	H27	H28
実施団体数	4団体	12団体	7団体	5団体	7団体
助成額	7,400千円	21,800千円	10,700千円	9,600千円	11,800千円

③防災・防犯ネットワークの確立

ボランティアの協力を得る等により、地域における障害者等災害時要援護者との防災・防犯ネットワークの確立を推進します。

◆3(4)③-1 青森県総合防災訓練 (危機管理局 防災危機管理課)

地震災害及び緊急対処事態を想定した各種訓練を行い、防災体制の強化を図る。

	H24	H25	H26	H27	H28
実施月日	8/25	開催中止 ※大雨・洪水 警報発令	8/31	8/27	8/25
会場	弘前市		八戸市	黒石市	むつ市
参加機関	87機関		85機関	79機関	72機関
参加人数(延べ)	1,700人		2,000人	4,900人	4,000人

④緊急時の情報提供・通信体制の整備

火災感知器や緊急通報装置、「ファックス110番」等により障害者等災害時要援護者と消防機関、警察などと連絡体制を確保するとともに、これらの普及啓発を推進します。

◆3(4)④-1 「ファックス110番」「メール110番」の運用 (県警察本部 通信指令課)

電話による110番通報ができない聴覚・言語に障害のある県民が事件・事故に遭遇した場合に、携帯電話のメールによる緊急通報を受理する「メール110番」及びファックスによる緊急通報を受理する「ファックス110番」の利用促進を図るための広報活動を推進。

- ・1月10日の「110番の日」を中心に、警察本部及び各警察署でチラシの配布や大型スーパー等におけるイベントを開催するなどして広報を実施。
- ・通信指令課の見学者に対し、広報を実施したほか、県警察ホームページ、各警察署広報紙に掲載するなど各種広報活動を実施。

⑤消費者被害の防止

消費者被害の未然防止を図るため、関係機関や地域団体等とも連携しながら、悪質商法などの被害に遭わないため、わかりやすい情報提供及び消費者の啓発を図ります。

◆3(4)⑤-1 消費者啓発・教育事業 (環境生活部 県民生活文化課)

県消費生活センターにおいて、子どもから高齢者まで幅広い年代層の県民が消費者問題について理解し、必要な知識を身につけ消費者被害を未然に防止できるよう派遣講座を実施。

- ・取引上不利な立場に立ちやすい者を対象とした消費者啓発強化事業

軽度の知的障害者や高齢者等取引上不利な立場に立ちやすい方々の地域生活における安心・安全を確保する観点から、県消費生活センターにおいて、本人やその家族等を対象とした消費者被害防止のための消

費者啓発事業を重点的に実施。

	H24	H25	H26	H27	H28
派遣講座開催回数	—	124	101	98	98
うち弱者等対象開催回数	55	54	59	65	63
参加者数	1,517人	2,411人	2,636人	3,459人	3,196人

※ 24年度は強化事業実施

4. 保健・医療の充実

①母子保健対策の充実

母性の保護と尊重、妊産婦及び乳幼児の健康の保持増進を推進します。また、国の「健やか親子21」を踏まえ、母子保健対策を推進します。

◆4①—1 先天性代謝異常等検査事業

(健康福祉部 こどもみらい課)

先天性代謝異常症、先天性甲状腺機能低下症及び先天性副腎過形成症の早期発見のため、新生児について血液によるマス・スクリーニング検査を実施。

受検者数	H24	H25	H26	H27	H28
先天性代謝異常検査	10,447人	10,487人	10,303人	10,173人	9,980人
先天性甲状腺機能低下症検査	10,556人	10,579人	10,404人	10,278人	10,079人
先天性副腎過形成症検査	10,458人	10,568人	10,390人	10,266人	10,114人

◆4①—2 妊産婦・新生児訪問指導支援事業

(健康福祉部 こどもみらい課)

乳児死亡率、周産期死亡率低減のための妊婦支援体制の確立及び訪問指導の充実。

市町村での訪問実績	H24	H25	H26	H27	H28
新生児訪問実人員 (延べ数)	3,747人 (4,087人)	3,854人 (4,250人)	3,674人 (4,184人)	3,922人 (4,337人)	3,660人 (4,080人)
妊産婦訪問実人員 (延べ数)	8,942人 (10,535人)	8,828人 (10,112人)	8,612人 (10,163人)	8,474人 (9,796人)	8,605人 (10,032人)

◆4①—3 未熟児訪問指導事業

(健康福祉部 こどもみらい課)

家庭内で養育を行っている未熟児に対し訪問指導を行い、適切な養育を支援。(市町村が実施)

	H24	H25	H26	H27	H28
訪問実人員 (延べ数)	691人 (844人)	737人 (875人)	663人 (828人)	624人 (723人)	597人 (781人)

◆4①—4 小児医療対策協議会開催事業

(健康福祉部 医療業務課)

県内の小児医療及び小児救急医療体制の整備について検討するため、小児医療の専門家による協議会を設置。

◆4①—5 小児救急電話相談事業

(健康福祉部 医療業務課)

小児を抱える保護者の不安軽減を図り、小児救急医療体制を補完することを目的に、夜間の小児の急病等の電話相談の実施。

- ・実施日時 毎日 19時～翌8時
- ・電話 #8000 又は 017-722-1152

	H24	H25	H26	H27	H28
相談件数 (相談日数)	2,977件 (365日)	3,402件 (365日)	3,910件 (365日)	5,369件 (366日)	5,951件 (365日)

◆4①—6 1歳6ヶ月児健康診査事業 (健康福祉部 こどもみらい課)

歩行や言語等発達の状態が容易に把握できる1歳6ヶ月の時点で健康診査を実施。発達の遅れや障害の早期発見に努める。(市町村が実施)

	H24	H25	H26	H27	H28
対象児	9,710人	9,329人	9,060人	9,097人	8,659人
受診児	9,388人	9,000人	8,844人	8,909人	8,425人
受診率	96.7%	96.5%	97.6%	97.9%	97.3%
精検受診児	190人	180人	220人	218人	204人

◆4①—7 3歳児健康診査事業 (健康福祉部 こどもみらい課)

身体・精神発達の面から早急に処置を要する心身障害の発見のため、医師・歯科医師・心理判定員等による総合的な健康診断を実施。(市町村が実施)

	H24	H25	H26	H27	H28
対象児	9,776人	9,756人	9,774人	9,200人	9,141人
受診児	9,455人	9,405人	9,424人	8,936人	8,899人
受診率	96.7%	96.4%	96.4%	97.1%	97.4%
精検受診児	2,876人	2,690人	2,447人	2,207人	2,186人

◆4①—8 療育相談事業 (健康福祉部 こどもみらい課)

身体に障害のある児童又は機能障害を招来する恐れのある児童を早期に発見し、相談・療育指導を行う。

	H24	H25	H26	H27	H28
相談・指導件数	216人	163人	161人	226人	165人

◆4①—9 小児救急医療実施支援事業 (健康福祉部 医療薬務課)

休日及び夜間に小児救急医療を行う二次輪番病院に対し運営費を補助する。

②周産期医療体制の整備

重篤な母体・胎児や新生児の治療を行う周産期医療体制の整備を推進します。

◆4②—1 総合周産期母子医療センターと青森県周産期医療システムの運営

(健康福祉部 医療薬務課)

県立中央病院に設置した総合周産期母子医療センターを核として、地域の周産期医療施設間の効果的な連携を図り、ハイリスク妊婦や低出生体重児などに適切な医療を提供。

◆4②—2 総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターの機能強化

(健康福祉部 医療薬務課)

総合周産期母子医療センターのMFICUの医療機器整備及びNICUの増床・機能強化、地域周産期母子医療センター等の医療機器等整備により、周産期医療に係る医療機能の強化を図る。

整備内容	実施年度
総合周産期母子医療センターMFICUの医療機器整備	H22年度～H23年度
総合周産期母子医療センターNICUの増床・機能強化	H22年度～H25年度
地域周産期母子医療センター等の医療機器等整備	H22年度～H25年度

◆4②—3 ハイリスク妊産婦アクセス支援事業

(健康福祉部 医療業務課)

妊娠の継続や出産の状況によって母子両者又はいずれかが重大な予後が予想される妊娠を抱える妊婦及びその出産による産婦に対して周産期母子医療センターまでの交通費等の助成を行っている市町村に対し、その経費の全部又は一部を補助する。

補助実績

	H28
市町村数	2市町

③精神保健福祉対策の推進

精神保健福祉施策については、入院医療中心から地域における保健・医療・福祉を中心とした対策への移行を推進します。また、人権に配慮した適正な精神医療を確保し、精神障害・精神障害者の正しい理解を促進するとともに、精神障害者に対する精神保健福祉相談の実施や社会適応訓練等により、地域移行のための支援を図ります。

◆4③—1 精神保健福祉センターの精神保健福祉相談

(健康福祉部 障害福祉課)

精神保健福祉センターに来所する相談者に対して、臨床心理士・保健師が対応。また、必要に応じて医師の診察・カウンセリング等（精神科クリニック）を行っている。

相談実績

	H24	H25	H26	H27	H28
実人員	53人	113人	88人	127人	131人
延相談回数	435回	411回	478回	387回	251回

◆4③—2 社会復帰相談指導事業

(健康福祉部 障害福祉課)

- ・関係機関の職員対象の専門研修の開催
- ・回復途上にある精神障害者及び家族に対する研修の開催
- ・市町村が実施するデイケア支援

◆4③—3 精神障害者保健福祉手帳交付事業

(健康福祉部 障害福祉課)

手帳所持者については、バス・青い森鉄道の割引等各種優遇措置が受けられる。

◆4③—4 家族会や当事者の会の活動の支援

(健康福祉部 障害福祉課)

保健所等において、家族会、当事者の会等の諸活動に対して必要な助言、援助又は指導を行うことにより、組織を育成、支援している。

- ・精神障害者家族学習交流会・回復者交流会の実施

	H24	H25	H26	H27	H28
参加人数	1,234人	1,297人	1,154人	968人	855人

◆4③—5 地域生活支援広域調整会議等事業

(健康福祉部 障害福祉課)

県内6医療圏に精神保健業務の専門的な協議・検討を行う協議会を設置するとともに、精神科病院に入院している精神障害者の円滑な地域移行を図るための支援（研修）を実施する。

	H27	H28
研修参加者数	108人	100人

④こころの健康づくりの推進

地域におけるこころの健康づくりの啓発に努めるとともに、市町村や地域県民局地域健康福祉部(保健室)、県立精神保健福祉センターにおける相談機能の充実を図ります。

◆4④—1 こころの電話相談事業 (健康福祉部 障害福祉課)

県民が何時でもこころの健康について気軽に相談できるよう「こころの電話」を設置。

- ・相談日時：月～金（9:00～16:00）祝祭日除く、精神福祉保健センターに設置。
- ・相談体制：専任相談員2名。

	H24	H25	H26	H27	H28
相談者数	1,821人	1,750人	1,698人	1,791人	1,939人

◆4④—2 こころの健康づくり教室 (健康福祉部 障害福祉課)

地域住民が心の健康に関心を持ち、精神的健康の保持増進ができるよう、「こころの健康づくり教室」を保健所で実施。

◆4④—3 心のヘルスアップ事業 (健康福祉部 障害福祉課)

本県の自殺者数の低減を図るため、青森県自殺対策連絡協議会、部会、庁内連絡会議を開催。

◆4④—4 自殺対策緊急強化事業 (健康福祉部 障害福祉課)

県民一人ひとりが自殺を自らの問題としてとらえ、自ら自殺対策を担っていることの認識を深め、次の事業を行い、県民一丸となって自殺対策に取り組む県民参加型の総合的な自殺対策を実施する。

- ア 相談体制の整備（弁護士等による法律相談、相談窓口担当者会議）
- イ 電話相談支援（いのちの電話の相談員研修）
- ウ 人材養成（ゲートキーパーの養成、官民連携協働会議）
- エ 普及啓発（9月10日の世界自殺予防デーフォーラム）
- オ 自殺未遂者支援（自殺未遂者支援モデル事業）

◆4④—5 アニマルセラピー推進事業 (健康福祉部 保健衛生課)

障害者が、動物と接することにより得られる癒しの効果や精神の安定の促進を図ることなどを目的として、動物介在療法に対するサポートを推進する。

	H24	H25	H26	H27	H28
実施回数	25回	20回	23回	55回	69回
参加人数	781人	578人	410人	1,297人	1,577人

⑤高次脳機能障害者対策

高次脳機能障害についての正しい知識の普及啓発及び高次脳機能障害者に対する支援体制の整備を図ります。

◆4⑤—1 高次脳機能障害者及びその関連障害に対する支援普及事業 (健康福祉部 障害福祉課)

高次脳機能障害者等に対する専門的な相談支援、関係機関との支援ネットワークの充実、正しい理解を促進するための普及啓発、研修等を行うとともに、支援体制の確立を図る。

	H24	H25	H26	H27	H28
拠点箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
相談件数	188件	391件	461件	408件	535件

⑥認知症対策の推進

認知症についての正しい知識の普及啓発活動を推進するとともに、医療及び介護サービスの充実に努め、認知症の人と家族を地域で支援する体制構築を推進します。

◆4⑥—1 認知症介護実践者等養成事業 (健康福祉部 高齢福祉保険課)

認知症介護の専門職員を養成し、認知症高齢者に対する介護サービスの向上を図る。

- ・認知症介護実践研修（(公社)青森県老人福祉協会を研修実施機関として指定）

対 象：実践者研修：身体介護に関する基本的な知識・技能を修得し、概ね実務経験2年程度の者
 実践リーダー研修：介護業務に概ね5年以上従事した経験を有し、かつ、認知症介護実践者研修の終了後1年以上経過している者

研修内容：認知症介護に関する実践的な知識及び技術の修得

受講者数	H24	H25	H26	H27	H28
実践者研修	297人	284人	274人	354人	370人
実践リーダー研修	54人	50人	50人	60人	60人

※ 受講者数は、(公社)青森県老人福祉協会以外の研修実施機関での受講者を含む。

- ・フォローアップ研修（認知症介護研究・研修仙台センターへ派遣）

対 象：認知症介護指導者養成研修修了者

研修内容：最新の認知症介護に関する高度な専門的知識・技術の修得

	H24	H25	H26	H27	H28
受講者数	1人	1人	1人	0人	1人

- ・認知症介護基礎研修

対 象：介護保険施設・事業所等に従事する介護職員等

研修内容：認知症介護に関する基本的な知識及び技術の修得

	H28
受講者数	312人

- ・認知症対応型サービス事業開設者研修

対 象：認知症対応型共同生活介護事業所・小規模多機能型居宅介護事業所開設（予定）者

研修内容：認知症介護に関する基本的な知識及び認知症対応型サービス事業の運営に必要な知識の修得

	H24	H25	H26	H27	H28
受講者数	10人	14人	10人	10人	10人

- ・認知症対応型サービス事業管理者研修

対 象：指定認知症対応型通所介護事業所・指定小規模多機能型居宅介護事業所・指定認知症対応型共同生活介護事業所の管理者又は管理者になることが予定されている者

研修内容：事業所を管理・運営するために必要な知識及び技術の修得

	H24	H25	H26	H27	H28
受講者数	156人	131人	127人	114人	127人

※ 受講者数は、(公社)青森県老人福祉協会以外の研修実施機関での受講者を含む。

- ・小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

対 象：指定小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者又は計画作成担当者になることが予定されている者であって、認知症介護実践研修（実践者研修）修了者

研修内容：小規模多機能型居宅介護支援計画を作成するために必要な知識・技術の修得

	H24	H25	H26	H27	H28
受講者数	12人	20人	18人	24人	34人

◆4⑥—2 認知症対策等総合支援事業 （健康福祉部 高齢福祉保険課）

認知症に関する普及啓発・人材育成等を行い、「認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続ける事のできる」地域づくりを進める。

- ・認知症サポート医の養成

	H24	H25	H26	H27	H28
養成医数	3人	1人	5人	12人	20人

・かかりつけ医認知症対応力向上研修の実施

	H24	H25	H26	H27	H28
受講者数	52人	58人	100人	75人	88人

・病院等勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修の実施

	H26	H27	H28
受講者数	127人	109人	116人

・歯科医師認知症対応力向上研修の実施

	H28
受講者数	33人

・薬剤師認知症対応力向上研修の実施

	H28
受講者数	297人

・看護職員認知症対応力向上研修の実施

	H28
受講者数	82人

・キャラバン・メイト及び認知症サポーターの養成

※キャラバン・メイトは県による養成数、認知症サポーターは県及び市町村による養成数

	H24	H26	H27	H28
キャラバン・メイト数	141人	125人	130人	220人

	H24	H25	H26	H27	H28
認知症サポーター数	6,571人	6,484人	8,438人	12,554人	11,444人

・若年性認知症に関する研修会の実施

	H24	H25	H26	H27	H28
受講者数	64人	48人	35人	208人	123人

◆4⑥-3 認知症疾患医療センター運営事業

(健康福祉部 高齢福祉保険課)

県が認知症疾患医療センターを設置し、保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、周辺症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談等を実施するとともに、担当者の配置による地域包括支援センター等の介護との連携や、医師等地域保健医療・介護関係者への研修等を行うことにより、地域における認知症疾患の保健医療水準の向上を図る。

地域の拠点となる精神科単科病院等の「地域型センター」を県内5か所に設置。

	H24	H25	H26	H27	H28
認知症疾患医療センター数	4所	4所	5所	5所	5所
外来件数	644件	1,031件	1,257件	1,314件	1,337件
うち鑑別診断件数	445件	854件	967件	964件	969件
入院件数	255件	458件	407件	411件	478件
専門医療相談件数	1,222件	1,879件	1,743件	2,224件	2,484件
うち電話	654件	1,120件	889件	1,169件	1,408件
うち面接	568件	759件	854件	1,055件	1,076件

⑦障害のある子どもなどに対する相談・療育の充実

障害のある子どもなどに対する相談・療育体制の充実を図るとともに、慢性疾患や精神疾患等を抱える子ども及び発達障害児などに対する各種福祉施策の充実を推進します。

◆4⑦-1 教育・福祉の充実

(県教育庁 学校教育課)

病院内学級では慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患等により入院している児童生徒に、特別支援学校(病弱)では心身症等により入院している児童生徒に対して、医療との連携による教育の充実を図っている。

◆4⑦-2 1歳6ヶ月・3歳児精神発達精密健康診査事後指導事業

(健康福祉部 こどもみらい課)

市町村が実施する1歳6ヶ月児精密健康診査、3歳児精密健康診査の結果、児童相談所における専門的な援助が必要と認められる児童及び養育上の援助が必要と認められる保護者に対し、精神発達精密健康診査事後指導により、援助・指導を行う。

相談実績	H24	H25	H26	H27	H28
1歳6ヶ月児事後指導	6件	1件	1件	3件	2件
3歳児事後指導	28件	14件	3件	0件	3件

⑧難病疾患対策等の推進

難病患者に対する各種医療サービスの充実や家族に対する支援を推進します。

◆4⑧-1 難病患者相談事業

(健康福祉部 保健衛生課)

難病患者及びその家族等に対して、医療や療養上の悩み等に関する相談・支援等を6保健所で実施。

◆4⑧-2 難病相談支援センター運営事業

(健康福祉部 保健衛生課)

難病患者・家族等への相談・支援を行う拠点施設として、難病相談支援センターを設置。

- ・ 難病相談支援員によるきめ細やかな相談・支援
- ・ 関係機関のネットワークを活用した就学・就労支援、入院先の確保
- ・ 患者団体の自主的な活動への支援 等

◆4⑧-3 難病医療ネットワーク運営事業

(健康福祉部 保健衛生課)

難病の中でも、特に重症化傾向の高い神経難病に係る医療ネットワークを整備。

- ・ 難病医療連絡協議会を設置し、本県における難病対策に係る諸課題を検討・協議
- ・ 難病医療拠点病院である県立中央病院に難病医療コーディネーターを配置し、ネットワークの構築に向けた取組を実施 等

5. 教育の充実

(1) 特別支援教育の充実

障害のある幼児・児童・生徒の能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な「生きる力」を育むことを目指し、各種施策を推進します。

①障害児に対する早期からの教育・相談・支援体制の充実

障害の早期発見・早期教育により、心身のよりよい発達を促すことが可能となることから、就学前の幼児期の教育について、医療、福祉分野との密接な連携の下に、早期からの相談支援体制の充実を図ります。

◆5(1)①-1 私立幼稚園等特別支援教育費補助

(総務部 総務学事課)

心身障害児に特別支援教育を行う学校法人が設置する私立幼稚園及び幼保連携型認定こども園に対し、当該教育に要する人件費及び環境整備費等の物件費の一部を助成。

	H24	H25	H26	H27	H28
対象幼稚園等	36園	33園	33園	41園	43園
対象園児数	69人	76人	72人	85人	90人

※H23まで、2人以上の心身障害児が在園する幼稚園が補助の対象
H24から、1人の心身障害児が在園する幼稚園等も補助対象に追加

◆5(1)①—2 障害のある幼児の教育に関する研修講座 (県教育庁 学校教育課)

障害のある幼児の発達の理解とかかわり方についての研修を行い、担当職員の資質向上を図る。

	H24	H25	H26	H27	H28
開催日	9/18~19	9/18	10/3	10/15	10/7
参加者数	28人	33人	51人	67人	22人

◆5(1)①—3 特別支援教育セミナー (県教育庁 学校教育課)

教育の今日的課題、学校を取り巻く喫緊の課題についての理解を深めるため、県内外の著名な講師を招き、セミナーを開催する。

	H24	H25	H26	H27	H28
開催回数	2回	2回	2回	2回	1回
参加者数(延べ)	250人	247人	199人	342人	68人

◆5(1)①—4 盲・聾学校幼稚部の在籍者数 (県教育庁 学校教育課)

	H24	H25	H26	H27	H28
盲学校在籍者	0人	2人	0人	0人	0人
聾学校在籍者	13人	10人	9人	12人	15人

◆5(1)①—5 就学相談・教育相談会 (県教育庁 学校教育課)

障害のある幼児児童生徒の保護者及び指導担当者を対象に、巡回による就学・教育相談を行う。

	H24	H25	H26	H27	H28
開催日	7/22~8/20	7/22~8/20	7/22~8/1	7/22~8/3	7/22~8/3
開催日数	12日間	12日間	12日間	12日間	11日間
開催地区	6地区	6地区	6地区	6地区	6地区
会場数	12会場	12会場	12会場	12会場	11会場

◆5(1)①—6 障害のある子どものための総合支援連絡協議会 (県教育庁 学校教育課)

障害のある子ども及び保護者等に対する一貫した支援のために、関係機関の連携協力に関する協議を行い、地域における総合的な支援体制の整備を図る。

- ・総合支援連絡協議会の開催(県内6地区)
- ・青森県障害のある子どものための総合支援連絡協議会開催

	H24	H25	H26	H27	H28
開催日	4/24、2/19	4/24、2/19	4/23、2/18	4/22、2/16	4/20、2/21

◆5(1)①—7 就学事務研究協議会 (県教育庁 学校教育課)

就学指導・就学事務上の課題について、研修及び協議を行う。

	H24	H25	H26	H27	H28
開催日	6/11	6/11	6/9	6/8	6/1
参加者数	137人	137人	133人	144人	145人

◆5(1)①—8 県教育支援委員会 (県教育庁 学校教育課)

県立特別支援学校又は市町村教育委員会から依頼があった障害のある幼児児童生徒について、総合判断を行い、一人一人の障害に応じた教育ニーズに基づき適切な就学を推進する。

	H24	H25	H26	H27	H28
開催日	5/29	5/29	5/28	5/21	5/23

②障害の状態や教育的ニーズに応じた教育の推進

障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度を養うことを目的に、個別の指導計画や個別の教育支援計画などを作成し、きめ細やかな指導と関係機関との連携による支援を図ります。

◆5(1)②—1 特別支援学校における幼・小・中・高等学校や地域との交流及び共同学習

(県教育庁 学校教育課)

各特別支援学校において、幼・小・中・高等学校の幼児児童生徒や地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設ける。

◆5(1)②—2 特別支援学校就職促進事業

(県教育庁 学校教育課)

特別支援学校高等部生徒の主体的な職業意識や職業選択意識を育成し、産業現場等における実習体験を円滑に実施するため、県立特別支援学校高等部 15 校の生徒に賠償責任保険料及び事業所との事前打合せや巡回指導等に係る旅費を助成。

	H24	H25	H26	H27	H28
助成者数	646 人	692 人	708 人	718 人	719 人

◆5(1)②—3 通級指導教室の設置

(県教育庁 学校教育課)

通常の学級での学習に概ね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒に対する教育を充実させるため、通級指導教室を開設する。

- ・設置校数 小・中学校 26 校 (言語障害、LD・ADHD)

◆5(1)②—4 特別支援教育教育課程県研究集会

(県教育庁 学校教育課)

小・中学校の特別支援学級(知的障害を除く)、通級指導教室及び通級による指導、特別支援学校における教育課程に関する研究成果の発表及び研究協議を行い、もって学習指導等の改善に資する。

	H24	H25	H26	H27	H28
参加者	休止	163 人	204 人	240 人	225 人

◆5(1)②—5 特別支援教育教育課程事務所別研究集会

(県教育庁 学校教育課)

小・中学校の特別支援学級(知的障害)における教育課程に関する研究成果を発表し、併せて研究協議を行い、もって教員等の指導力の向上と学習指導の改善に資する。

	H24	H25	H26	H27	H28
参加者	休止	413 人	426 人	425 人	491 人

特別支援学校学習指導要領等の改訂に伴い、特別支援教育教育課程県研究集会と兼ねて、特別支援学校新教育課程説明会として実施。

◆5(1)②—6 特別支援教育(知的障害等)新担当教員研修会

(県教育庁 学校教育課)

特別支援学級(知的障害等)を初めて担任する教員及び担任経験の少ない教員に対して、教育課程の編成及び通級経営に関する基本的事項について理解を深めさせ、指導力の向上を図る。

	H24	H25	H26
参加者	112 人	129 人	114 人

※H27 からは実地研修会と一本化

◆5(1)②-7 特別支援教育(知的障害等)新担当教員実地研修会 (県教育庁 学校教育課)

特別支援学級(知的障害等)を初めて担任する教員及び担任経験の少ない教員に対して、特別支援学校(知的障害)で実地研修を行い、障害特性及び学習指導法に関する基本的事項について理解を深めさせ、指導力の向上を図る。

	H24	H25	H26	H27	H28
参加者	123人	113人	144人	118人	141人

◆5(1)②-8 特別支援教育巡回相談員制度 (県教育庁 学校教育課)

県内の公立小・中学校の特別支援学級、通級指導教室及び特別な支援を必要とする児童生徒が在籍している通常の学級における学級運営及び学習指導の改善・充実のため、特別支援教育巡回相談員に委嘱された教員が、要請により、特別支援学級等担任者の相談に応じ、必要な助言・指導を行う。

	H24	H25	H26	H27	H28
相談員数	54人	54人	55人	55人	93人

◆5(1)②-9 青森第一高等養護学校分教室(重複学級)の設置 (県教育庁 学校教育課)

医療施設における日常的ケアを必要とし、青森第一高等養護学校に通学できない生徒のため、分教室(重複学級)を青森第一養護学校内に設置し、後期中等教育を実施。

◆5(1)②-10 訪問教育指導 (県教育庁 学校教育課)

特別支援学校に在籍し、障害のため通学して教育を受けることが困難な児童又は生徒に対して、教員を派遣して教育を行う。訪問による授業は、年間38週、週当たり小中学部は2回、高等部は3回実施。

	H24	H25	H26	H27	H28
小中学部	24人	30人	27人	24人	21人
高等部	7人	10人	12人	13人	9人

◆5(1)②-11 特別支援学校就職指導連絡協議会 (県教育庁 学校教育課)

特別支援学校生徒の職業自立を目指すため、障害者の就業に係る関係機関、雇用主及び特別支援学校就職指導担当者等が就職指導上の課題等について協議を行う。

	H24	H25	H26	H27	H28
開催時期	4/19	4/19	4/23	4/23	4/25
参加者	20人	20人	20人	20人	21人

◆5(1)②-12 発達障害等のある児童生徒の支援体制強化事業 (県教育庁 学校教育課)

発達障害など、特別な教育的ニーズのある児童生徒の学びを支援するため、地域にある特別支援教育のノウハウを集約・共有する仕組みを構築し、県全域における特別支援教育の充実・強化を図る。

◆5(1)②-13 夢や志の実現を目指す「特別支援学校技能検定」開発事業

(県教育庁 学校教育課)

特別支援学校高等部生徒の卒業後の社会的・職業的自立を促進するため、青森県版「特別支援学校技能検定」の開発・実施及びキャリアコーディネーターの配置による協力企業等との連携強化等を行う。

(2) 特別支援教育や障害児(者)に対する理解・啓発の推進

障害児(者)が、家庭や地域社会から孤立しないで、多くの学習機会を得られるよう県民の理解の促進を図ります。

◆5(2)-1 障害者青年学級 (県教育庁 生涯学習課)

特別支援学校卒業後の障害のある青年たちに社会性や技術・知識を身につけたり、仲間づくりを行うための集団学習の場を広く提供する。

- ・内 容 一般教養、職業生活、体育、レクリエーション等。
- ・実施状況 県立特別支援学校 15校で実施（4～5日間程度）。

	H24	H25	H26	H27	H28
参加者数（延べ）	1,789人	1,402人	2,128人	1,894人	1,981人

◆5(2)ー2 障害者家庭教育学級 (県教育庁 生涯学習課)

障害のある児童・生徒を持つ父母等が、障害児の心理や行動について理解を深めたり、家庭教育・就労等について必要な知識を習得するとともに、同じ悩みを持つ者同士の交流の機会とする。

- ・内 容 障害児の心理と行動、障害者福祉、障害者の就労等。
- ・実施状況 県立特別支援学校 19校で実施（4～7日間程度）。

	H24	H25	H26	H27	H28
参加者数（延べ）	2,326人	2,219人	2,119人	2,140人	1,976人

◆5(2)ー3 特別支援学校を活用した生涯学習講座開設事業 (県教育庁 生涯学習課)

県民の生涯学習の推進と開かれた学校づくりを促進するために、県立学校（特別支援学校）の有する専門性の高い教育機能を開放する。

実施状況	H24	H25	H26	H27	H28
特別支援学校	4校	5校	5校	5校	3校

(3) 特別支援教育担当教員等の資質の向上

特別支援教育を充実させるためには、教職員が特別支援教育に関する専門的知識や技能を身に付けることが不可欠であることから、研修の充実を図ります。

◆5(3)ー1 国立特別支援教育総合研究所等への派遣 (県教育庁 学校教育課)

特別支援教育にかかる専門的知識や技術を習得し、資質の向上と指導力の充実を図る。

実施状況	H24	H25	H26	H27	H28
派遣研修数	8研修	6研修	8研修	8研修	9研修
派遣職員数	17人	12人	16人	16人	17人

◆5(3)ー2 県総合学校教育センターにおける研修 (県教育庁 学校教育課)

特別支援教育に関する専門的知識・技能等を習得し、実践的指導力の向上を図る。

- ・個別の指導計画・教育支援計画研修講座、『自立活動』研修講座等実施

6. 雇用・就業の促進

(1) 雇用の促進と職場定着

障害者雇用についての理解促進と支援機能の充実による障害者雇用・就業の促進を図ります。

①障害者の雇用の促進

障害者の一層の雇用促進と雇用の安定を図るため、国と連携を図り、障害者法定雇用率達成に向けて、障害者に雇用の場を提供する社会連帯責務についての理解を求めると意識啓発を推進するほか、地方公共団体等における障害者の雇用及び職域の拡大を推進します。

◆6(1)①ー1 障害者雇用率制度に基づく障害者の雇用促進 (総務部 人事課)

障害者の一層の雇用促進と雇用の安定を図るため、障害者法定雇用率達成に向けて、県における障害者

雇用に努める。

	H24	H25	H26	H27	H28
県雇用率（6月1日現在）	2.42%	2.42%	2.36%	2.37%	2.37%
地方公共団体法定雇用率	2.10%	2.30%			
採用者数（4月1日付け）	1人	1人	1人	1人	2人

平成8年度以降、身体障害者を対象とした職員採用選考試験を実施。これまで46名を新規採用している。（平成29年4月1日現在） ※県雇用率（H29.6.1現在）2.40%

◆6(1)①-2 障害者雇用促進費 (商工労働部 労政・能力開発課)

障害者雇用優良事業所等表彰式典を開催し、障害者雇用優良事業所及び優秀勤労障害者に対して青森県知事表彰を授与し、事業主の障害者雇用促進に関する認識と理解を一層深めるとともに、障害者の職業的意欲を喚起する。

	H24	H25	H26	H27	H28
被表彰事業所数	1社	0社	3社	3社	3社
被表彰障害者数	4人	5人	5人	5人	4人

◆6(1)①-3 障害者雇用促進加速化事業 (商工労働部 労政・能力開発課)

事業所訪問等による事業主への障害者雇用啓発と訓練手当の支給や職場実習体制の強化による障害者への雇用支援を一体的に行うことにより障害者雇用を促進する。

②障害者雇用推進に取り組む企業への支援

◆6(1)②-1 知的障害者職親委託事業 (健康福祉部 障害福祉課)

知的障害者の自立更生を図るため、一定期間職親に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことによって、就職に必要な素地を与えるとともに雇用の促進と職場における定着性を高める。

	H24	H25	H26	H27	H28
実施箇所	10箇所	7箇所	13箇所	11箇所	10箇所

◆6(1)②-2 物品等に係る競争入札参加資格審査・契約事務 (出納局 会計管理課)

障害者を積極的に雇用している企業に対して、物品等の競争入札参加資格者名簿登載時の等級格付において優遇措置を講じるとともに、これらの企業の受注機会の拡大に努める。

(2) 障害者の職業能力開発の推進

県立障害者職業訓練校における職業訓練や障害者の態様に応じた多様な委託訓練を実施するとともに、各種競技大会への参加を支援します。

①職業訓練の着実な実施及び就職支援

県立障害者職業訓練校において、障害者の障害特性やニーズに応じ、多様できめ細やかな専門的職業訓練を行うとともに、訓練内容や施設・設備等についても訓練の充実・高度化のために必要な見直しを図っていきます。

◆6(2)①-1 障害者職業訓練校における職業訓練 (商工労働部 労政・能力開発課)

障害者が職業的自立に必要な技能を身につけて社会参加するための職業訓練の実施。

訓練科		H24	H25	H26	H27	H28
製版科	定員	15	15	15	15	15
	入校者	5	15	6	5	7
	修了者	4	9	6	3	5

	就職者	6	3	6	2	2
OA 実務科	定員	15	15	15	15	15
	入校者	12	14	12	10	6
	修了者	4	14	8	5	4
	就職者	12	9	8	3	3
作業実務科	定員	10	10	10	10	10
	入校者	3	4	3	4	4
	修了者	3	4	3	4	4
	就職者	4	2	3	4	3

◆6(2)①-2 障害者職業訓練校施設整備 (商工労働部 労政・能力開発課)

障害者職業訓練校における職業訓練に必要な施設・設備の整備。

H24 実績 新校舎が弘前高等技術専門校と合築され、供用開始

H25 実績 なし

H26 実績 なし

H27 実績 パソコン10台、プリンター1台

H28 実績 パソコン15台、プロジェクター1台

②障害者の態様に応じた多様な委託訓練の実施

民間教育機関を活用して、知識・技能や実践能力を習得するための多様な委託訓練を実施します。

◆6(2)②-1 障害者の態様に応じた多様な委託訓練の実施 (商工労働部 労政・能力開発課)

障害者個々の態様に応じた職業訓練受講機会を拡大し雇用促進に資するため、多様な委託先(社会福祉法人、NPO法人、民間教育機関等)を活用した短期間の職業訓練を行う。

- ・知識・技能習得訓練コース

民間教育訓練機関を委託先として、パソコンの基本操作やワープロソフト、表計算ソフト等の操作方法を学び、事務処理及び管理業務の効率化を習得する。

校名		H24	H25	H26	H27	H28
青森高等技術 専門学校	定員	-	-	9	10	8
	入校者	-	-	6	5	8
	修了者	-	-	6	5	6
	就職者	-	-	0	2	0
八戸工科学院	定員	20	-	12	12	8
	入校者	17	-	8	7	4
	修了者	16	-	8	7	4
	就職者	1	-	2	2	1
障害者職業訓練校	定員	10	-	-	-	-
	入校者	5	-	-	-	-
	修了者	3	-	-	-	-
	就職者	0	-	-	-	-

- ・知識・技能習得訓練コース(デュアルシステムコース)

知識・技能習得訓練コースに職場実習を組み合わせ実施する。(H24から)

校名		H24	H25	H26	H27	H28
青森高等技術 専門学校	定員	10	-	-	-	-
	入校者	5	-	-	-	-
	修了者	3	-	-	-	-
	就職者	1	-	-	-	-
八戸工科学院	定員	10	10	-	-	-
	入校者	15	5	-	-	-
	修了者	13	4	-	-	-
	就職者	3	1	-	-	-

・実践能力習得訓練コース

企業等を委託先として、事業所現場を活用した実践的な職業能力の開発・向上を行う職業訓練を実施する。

校名		H24	H25	H26	H27	H28
青森高等技術 専門学校	定員	5	5	8	7	4
	入校者	5	5	8	7	4
	修了者	4	3	8	7	4
	就職者	3	3	6	4	1
八戸工科学院	定員	4	-	4	7	-
	入校者	4	-	4	7	-
	修了者	4	-	4	7	-
	就職者	3	-	4	6	-
むつ高等技術 専門学校	定員	2	-	-	-	-
	入校者	2	-	-	-	-
	修了者	1	-	-	-	-
	就職者	0	-	-	-	-
障害者職業訓練校	定員	13	7	6	5	4
	入校者	13	7	6	5	4
	修了者	13	7	6	5	3
	就職者	9	7	5	5	2

・在職者訓練コース

在職障害者のスキルアップを支援する。

校名		H24	H25	H26	H27	H28
青森高等技術 専門学校	定員	20	15	30	30	-
	入校者	20	15	22	26	-
	雇用継続者	20	15	22	26	-

(3) 一般就労への移行を促進するための支援等の充実・強化

障害者が地域の中で普通に暮らすためには、障害者がもっと働ける社会とする必要があります。そのため、障害のある人の自立の観点から、就労を望む人が能力や適性に応じて就労に結びつく支援体制と、能力の向上が図られるような支援体制に努めることが必要です。

◆6(3)-1 工賃向上支援事業

(健康福祉部 障害福祉課)

障害者の工賃アップに向けた就労支援事業所の取組を支援するため、次の事業を行う。

- ・がんばろう障害者元気ショップ事業（平成25年度で終了）

障害者が生産した製品の販路拡大や質の向上を図り、障害者の就労意欲を促進する。

委託先3カ所

- ・障害者就労継続支援事業所経営力向上支援事業

事業所で働く障害者の工賃向上及び住み慣れた地域での自立した生活の実現を目指し、障害者就労支援事業所の経営向上に向けた研修会や共同発注調整体制の支援実施

	H26	H27	H28
共同受注窓口	3カ所	3カ所	3カ所

7. 情報バリアフリー化の推進

(1) 情報バリアフリー化の推進

障害者の社会参加の促進を図るため、パソコン等の情報通信技術（IT）の活用を促進するなど情報バリアフリー化を推進します。

◆7(1)-1 障害者ITサポートセンター運営事業

(健康福祉部 障害福祉課)

青森県身体障害者福祉センターねむのき会館において、障害者等の情報活用能力の向上を支援するため、障害に応じた講習会の開催やパソコン指導ができる人材の育成等を行う。

周辺機器体感ルームの設置、指導者の育成、講習会の開催。

	H24	H25	H26	H27	H28
利用者数	509人	471人	414人	425人	450人

◆7(1)-2 字幕入りDVDライブラリー事業

(健康福祉部 障害福祉課)

字幕又は手話を挿入したDVDを制作し、聴覚障害者等へ貸し出す。

青森県聴覚障害者情報センターで貸出（所有数 2,970番組 5,455本）

	H24	H25	H26	H27	H28
利用者数	50人	36人	40人	48人	38人
貸出件数	172件	149件	192件	193件	169件

◆7(1)-3 県広報紙「県民だよりあおもり」の録音図書及び点字図書の製作・配布

(企画政策部 広報広聴課)

年6回(偶数月)発行の「県民だよりあおもり」の録音図書及び点字図書を製作し、配布する。

(一般社団法人青森県視覚障害者福祉会委託)

◆7(1)-4 「ホームページにおけるバリアフリーへの配慮」(H13.2通知)及び「情報システムアクセシビリティガイドライン」(H16.3決定)に基づく助言指導

(企画政策部 広報広聴課)

視覚障害者等、ホームページの閲覧に制限がある利用者にも等しく情報が伝わるようアクセシビリティに配慮したホームページとする。

- ・各所属で作成するホームページに対する助言及び指導。(随時)
- ・県庁ホームページについてアクセシビリティに配慮。

◆7(1)-5 一部の県広報テレビ番組での聴覚障害者向け字幕サービスの実施

(企画政策部 広報広聴課)

県広報テレビ番組「大好き、青森県（RAB）」「メッセージ（ABA）」（H26～）「みんなの県庁！（ATV）」（H28～）において、聴覚障害者向けの字幕サービスを実施。

◆7(1)ー6 視覚・聴覚障害者のICT利活用促進事業 (企画政策部 情報システム課)

視覚・聴覚障害者へICT端末の使い方を教えることができる人材の育成及び障害者向け機能の周知等を行う。

- ・ICTサポーター育成に係る講習会、事業者向け簡易講習会の開催等（H25～H28年度）
- ・ICT利活用推進に係るイベント（内容：基調講演、ICT機器体験・展示、セミナー等）、ICTサポーターのステップアップに係る講習会の開催等（H27・H28年度）

◆7(1)ー7 青森県警察ホームページの運用 (県警察本部 広報課・情報管理課)

青森県警察ホームページでバリアフリーページを運用し、視覚障害者に音声で情報の提供を行う。

- ・主な提供情報（事件事故メモ、交通事故情報、相談窓口、各種手続案内等）
- ・バリアフリーページにアクセスしやすいようにデザインのリニューアルを実施（H28年度）

(2) 視覚、聴覚障害者の日常生活意志疎通支援

視覚、聴覚障害者の日常生活意志疎通支援に向けて、手話通訳者、要約筆記者や点訳奉仕員、朗読奉仕員などの養成研修会を拡充し、障害者の日常生活における情報提供の充実を図ります。

◆7(2)ー1 手話奉仕員養成事業 (健康福祉部 障害福祉課)

聴覚障害者に関連する福祉制度等についての理解を広め、手話で日常会話を行うのに必要な語彙及び表現技術を習得させる。青森県聴覚障害者情報センターで実施。

	H24	H25	H26	H27	H28
修了者数	30人	37人	44人	37人	27人
	入門課程 19 基礎課程 11	入門課程 22 基礎課程 15	入門課程 22 基礎課程 22	入門課程 17 基礎課程 20	入門課程 19 基礎課程 8

◆7(2)ー2 手話通訳者養成事業 (健康福祉部 障害福祉課)

身体障害者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等についての理解を広め、手話通訳に必要な語彙・表現技術及び基本技術を習得させる。青森県聴覚障害者情報センターで実施。

	H24	H25	H26	H27	H28
修了者数	30人	29人	23人	28人	22人
	基本課程 11 応用・実践課程 19	基本課程 11 応用・実践課程 18	基礎課程 12 応用・実践課程 11	通訳I 12 通訳II 16	通訳I 7 通訳II 15

◆7(2)ー3 要約筆記者養成事業 (健康福祉部 障害福祉課)

中途失聴者や難聴者等のコミュニケーションの円滑化を図るため、手書き又はパソコンを活用した要約筆記の技術を習得させる。青森県聴覚障害者情報センターで実施。

	H24	H25	H26	H27	H28
修了者数	16人	17人	18人	16人	15人
	基礎課程 14 応用課程 2	基礎課程 14 応用課程 3	基礎課程 8 応用課程 10	手書き 5 パソコン 11	講座I 8 講座II 7

◆7(2)ー4 点訳奉仕員養成事業 (健康福祉部 障害福祉課)

点字図書の基本知識、点訳の方法及び実技、身体障害者福祉の概要等について講習を行う。青森県視覚障害者情報センターで実施。

	H24	H25	H26	H27	H28
修了者数	14人	16人	16人	5人	5人

◆7(2)―5 音読奉仕員養成事業

(健康福祉部 障害福祉課)

声の図書の基礎知識、朗読の方法及び実技、身体障害者福祉の概要等について講習を行う。青森県視覚障害者情報センターで実施。

	H24	H25	H26	H27	H28
修了者数	10人	6人	8人	6人	7人

◆7(2)―6 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

(健康福祉部 障害福祉課)

聴覚障害者の自立と社会参加を図るため、複数市町村の住民が参加する障害者団体等の会議等に、手話通訳者又は要約筆記者を派遣。

	H26	H27	H28
派遣件数	12件	33件	52件
派遣人数	48人	135人	238人

◆7(2)―7 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

(健康福祉部 障害福祉課)

盲ろう者の自立と社会参加を図るため、意思疎通及び移動等の支援を行う通訳・介助員を派遣。

	H24	H25	H26	H27	H28
派遣件数	4件	2件	3件	3件	6件
派遣人数	4人	2人	5人	3人	7人

8. スポーツ・文化・芸術活動への参加促進

①障害者スポーツ指導員の養成・活用

障害に応じた適切な指導ができる障害者スポーツ指導員を養成し、障害者のスポーツへの取組みを促進するとともに、障害者スポーツ関係団体の育成に努め、障害者スポーツ人口の拡大を図ります。

◆8①―1 障害者スポーツ指導員養成事業

(健康福祉部 障害福祉課)

障害者スポーツ指導員を養成(初級)するとともに、養成に係る費用の一部を助成(中級)した。(青森県身体障害者福祉協会に委託)

<養成人数>	H24	H25	H26	H27	H28
初級	29人	23人	15人	29人	18人
中級	2人	3人	2人	3人	4人

②障害者のスポーツ活動への参加機会の拡大

障害者の各種スポーツ大会の開催や全国大会、国際大会等への派遣を行うとともに、種目、参加選手数の拡大を図ります。また、スポーツ教室の開催によりスポーツ活動への参加を促進します。

◆8②―1 青森県障害者スポーツ大会の開催

(健康福祉部 障害福祉課)

県内の障害児者がスポーツに親しみ、競技力の向上を図り、相互交流を深めるとともに、県民の障害者に対する理解と認識の向上を図る。(青森県身体障害者福祉協会に委託)

	H24	H25	H26	H27	H28
開催時期	24.8~9	25.8~9	26.8~9	27.8~9	28.8~9
競技種目数	8種目	8種目	8種目	8種目	8種目
参加者数	約2,700人	約2,700人	約2,700人	約2,700人	約2,700人
うち選手数	約1,100人	約1,000人	約1,100人	約1,100人	1,231人

◆8②-2 全国障害者スポーツ大会派遣費補助 (健康福祉部 障害福祉課)

全国障害者スポーツ大会及び東北・北海道予選大会への参加経費補助。

<全国大会>	H24	H25	H26	H27	H28
開催時期・開催地	岐阜県	東京都	長崎県	和歌山県	岩手県
派遣人員(選手・役員)	71人	62人	52人	74人	100人

◆8②-3 障害者スポーツ教室開催事業 (健康福祉部 障害福祉課)

障害者の体力増強・交流・余暇等に資するため、及び障害者スポーツを普及するため、各種スポーツ教室を実施。(青森県身体障害者福祉協会に委託)

- ・地区別身体障害者スポーツ大会開催

	H24	H25	H26	H27	H28
参加者数	1,074人	1,031人	954人	908人	941人

- ・障害者スポーツ教室開催

	H24	H25	H26	H27	H28
参加者数	635人	789人	853人	845人	1,041人

③障害者の文化・芸術活動への参加機会の拡大

文化・芸術活動の振興や拠点整備の推進により、障害者のレクリエーションの振興を図るとともに、文化講演会等における手話通訳者、要約筆記者の派遣や、点字や録音での記録等の充実に努め、障害者の文化活動への参加を促進します。

◆8③-1 芸術・文化講座開催事業 (健康福祉部 障害福祉課)

障害者を対象とした音楽教室、絵画教室等を開催し文化芸術活動の機会を提供するとともに、障害者等の創作意欲を助長するための環境の整備を行う。(青森県身体障害者福祉協会に委託)

- ・絵手紙教室・木工教室等の開催
- ・アートフェスタの開催